

雇児福発 0930 第 6 号  
平成 26 年 9 月 30 日  
一部改正 雇児福発 0401 第 1 号  
平成 28 年 4 月 1 日  
一部改正 子家発 0531 第 4 号  
平成 30 年 5 月 31 日  
一部改正 子家発 0625 第 1 号  
令和元年 6 月 25 日  
一部改正 子家発 0330 第 2 号  
令和 2 年 3 月 30 日  
一部改正 子家発 1225 第 1 号  
令和 2 年 12 月 25 日  
一部改正 子家発 0215 第 1 号  
令和 3 年 2 月 15 日  
一部改正 子家発 0322 第 1 号  
令和 4 年 3 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長  
（公印省略）

#### ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について

ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道府県民生主管部（局）長におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知について、併せて願います。

なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

おって、平成 15 年 6 月 18 日雇児福発第 0618001 号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。

## 1 事業の委託について

この事業の委託を行う場合には、地域の母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等を積極的に活用されたい。

## 2 派遣等対象家庭名簿の作成について

- (1) この事業の実施に当たっては、あらかじめ利用を希望する者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しておくこと。
- (2) 派遣等対象家庭から派遣等対象家庭名簿に登録申請があった場合には、すみやかに名簿に登録するとともに、家庭生活支援員の派遣等を要請する場合の連絡先等を記した受付票を交付しておくこと。

## 3 家庭生活支援員の選定について

- (1) 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することとし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を積極的に選定するよう努めること。
- (2) 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修を修了した者等から選定することとしているが、この一定の研修については、概ね別紙1の基準によること。  
なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙1の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる。

## 4 家庭生活支援員の派遣等の手続について

- (1) 派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、利用者に通知するとともに、家庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとする。

特に、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支援を受けることが困難である場合など、真に派遣等により生活援助、保育サービスの必要性のある家庭に対して行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行って差し支えないものとする。

- (2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容並びに費用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。

## 5 家庭生活支援員の業務内容について

(1) 家庭生活支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる便宜を供与する。

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導
- ウ 食事の世話
- エ 住居の掃除
- オ 身の回りの世話
- カ 生活必需品等の買物
- キ 医療機関等との連絡
- ク その他必要な用務

(2) 事業実施上の留意点

ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間を単位とする。

なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。

イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。

ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言・指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。

エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊急時の対応に留意すること。

オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。

なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等は特に配慮すること。

カ 局長通知の別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）6(2)のイ及びウ（子育て支援を受ける者の居宅を除く）の場所で児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。

(ア) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。

(イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。

(ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。

(エ) 特に実施要綱6(2)のウの場所でサービスを実施する際の場所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。

## 6 費用の負担について

本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯の負担とす

ることができる。

7 家庭生活支援員に対する手当

家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を行うこと。

(別紙1)

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と遊び(講習I) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	3時間
② 学童期の発達	3時間
③ 児童にとっての遊び	3時間
II 健康管理と緊急対応(講習II) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④ 児童の病気	3時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥ 児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況(講習III) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6時間
⑦ 現代の子育て事業	3時間
⑧ 研修全体のまとめ	3時間
合 計	27時間